

(平成25年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

北海道厚生年金 事案 4671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

年金記録によると、医療法人A会から支給された平成19年12月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引明細表及びB市C区から提供された平成20年度市民税・県民税所得回答書に記載されている社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、医療法人A会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記普通預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、36万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主からの回答は無く、破産管財人は、確認できる資料を保管しておらず不明である旨の回答をしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4672（事案 1976 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月頃から 45 年 6 月頃まで

私は、A社のB市のD加工場で勤務した後に、同社がE市に新たに設立した加工場で昭和41年9月頃から45年6月頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同保険の加入記録を訂正してほしい旨第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。

今回、自身の記憶を整理し、これまでの申立期間を変更するとともに、当時の同僚の情報を提供するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の従事業務に関する申立内容、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が申立期間中にA社の加工部門に勤務していたことは推認できるものの、i) オンライン記録によると、当該事業所は、昭和61年3月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主、加工部門の責任者及び事務担当者はいずれも死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料を得ることができないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が名前を挙げた当時の同僚3人のうち2人の同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、他の一人も申立期間の一部について厚生年金保険の加入記録が確認できないこと、iii) 当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない前述の同僚二人は所在が不明である上、他の一人は、「昭和43年11月頃から44年4月頃までの期間及び45年1月頃から同年4月頃までの期間、季節雇用の臨

時職員として勤務したが、その他の期間の申立人の勤務状況等については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができないこと、vi) 申立人は、申立期間の一部について雇用保険の加入記録が確認できるものの、42年から46年までの各年の秋季から春季までに当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できる同僚は、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していることから、当時、当該事業所では雇用保険と厚生年金保険の加入は同時に行われず、事業主は、職種、身分等何らかの基準により従業員ごとに厚生年金保険の加入の判断を行っていたものと推認できること、v) 当該事業所の被保険者原票では、申立期間に申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと推定し、考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間を変更した上で、当時の同僚二人の情報を提供するので、その同僚から話を聞いてほしいと主張していることから、当該同僚二人は既に当初の申立てにおいて照会を行った同僚であったが、改めて照会したところ、いずれの同僚も「申立人がE市の加工場に勤務していたことは間違いないが、いつ頃まで勤務していたか分からない。また、申立人の厚生年金保険がどうなっていたかについても分からない。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができず、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められないこと、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。